

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けた  
モデル地域の募集について

日頃より、下水道事業の推進にご理解とご協力を頂きありがとうございます。  
汚水処理の広域化・共同化については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について（平成30年1月17日付、総財準第1号、29農振第1698号、29水港第2464号、国下事第56号、環循適発第1801171号）」により令和4年度までに計画を策定するよう要請し、全ての都道府県において計画が策定する見込みです。

国土交通省では、計画策定のみならず、その後の取組が非常に重要であると捉えており、令和5年度にモデルとなる地方公共団体（複数団体による検討に限る。以下、「モデル地域」）を対象として、国土交通省が発注する業務において広域化・共同化計画の着実な実施に向けた検討の支援を行い、その成果を全国に水平展開したいと考えております。

つきましては、別紙1をご参照の上、広域化・共同化の推進を図っていくために、モデル地域を下記の通り募集しますので積極的なご検討をお願いします。特に、都道府県におかれましては、各都道府県の広域化・共同化計画の策定時の状況を踏まえて、管下の市町村に対して積極的な応募の検討を促すようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、管下の地方公共団体がモデル地域に選定された際は検討にご参加いただきますようお願いいたします。

記

- 募集期間  
令和5年2月28日（火）～令和5年3月15日（水）
- 提出資料  
・別紙2 調査票

10	浸水想定区域内に位置する隣接自治体間で、降雨規模を整合させる必要はあるでしょうか。	施設毎にリスクの大きさを踏まえて決定するものであり、必ずしも隣接自治体間で降雨規模を整合させる必要はありません。	
11	「4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について」における「早期の解消が見込まれる場合」の「早期」とは、どのくらいの期間なのでしょう。	・5年程度を目安と考えています。 ・なお、近年は豪雨が頻発化・激甚化していることを鑑み、止水板や土壌の設置などの簡易な方法による対策やBCPの継続的な見直しに基づく事前対策の実施をお願いします。	・事務連絡①※ 「4. 堤防等の整備進捗状況を踏まえた対策の実施について」、「7. 耐水化の実施方法について」、「10. BQPIに基づく事前対策の実施について」参照
12	近年の豪雨の発生状況を鑑みると、少なくとも河川のL1対応とすべきではないでしょうか。	・現下の河川整備状況も勘案しつつ、下水道施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率で発生する河川氾濫による浸水深を基本としたものです。 ・それぞれの下水道施設の被災時のリスクの大きさを踏まえ、下水道管理者が対策浸水深を決定することとしており、L1規模の浸水深を対策浸水深とすることも可能です。	・課長通知※1 「(別紙)①耐水化の対象外力の設定」参照

通し番号	Q	A	備考
13	「6. 被災時のリスクの高い下水道施設について」のポンプ場(汚水)における発災後に速やかに操機機能確保することが困難な施設」とは、どのような施設を指すのでしょうか。	吐出力や揚程が大きいため、仮設ポンプや仮設電源等の応急資機材の確保が困難な施設や施設の構造やスペースの問題から仮設ポンプや仮配管等の設置が困難な施設などが想定されます。	・事務連絡①※ 「6. 被災時のリスクの高い下水道施設について」参照

通し番号	Q	A	備考
14	5年以内の耐水化とありますが、改変更新のタイミングと合わない場合、5年を超えることに問題はあるのでしょうか。	・5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了することを目標としています。 ・浸水によるリスクの大きさや被災した場合の対策費用等を勘案し、改変の優先順位の見直しや改変までの間、簡易な方法による耐水化を実施することについて検討してください。	・課長通知※1 別紙③段階的な対策の進め方参照 ・事務連絡①※ 「7. 耐水化の実施方法について」参照
15	5年間で耐水化を実施するのは予算的な制約もあって困難です。5年で必ず終わらせる必要があるのでしょうか。	事務連絡の目安を参考に被災時のリスクの高い下水道施設を選定し、これらの施設については、簡易な方法による耐水化も含めて5年程度で操機機能確保するようお願いいたします。	・事務連絡①※ 「6. 被災時のリスクの高い下水道施設について」、「7. 耐水化の実施方法について」参照
16	耐水化に係る施設整備もしくは測量・設計を実施するための支援制度はあるのでしょうか。	通常の下水道事業により実施が可能です。(交付対象施設の範囲は通常の下水道事業と同じです。)	・事務連絡①※ 「12. その他①」参照
17	外力設定の見直しにより、耐水化計画の改訂が生じた場合の支援は認めていただけるのでしょうか。	外力設定の見直しの考え方に妥当性が認められれば可能です。	・事務連絡①※ 「12. その他②」参照

通し番号	Q	A	備考
18	策定した耐水化計画について、都道府県や地方整備局への協議・提出は必要でしょうか。	協議、提出は不要ですが、別途調書で検討状況等についてフォローアップをさせていただきます。予定です。	・事務連絡①※ 「12. その他③」参照

※1 課長通知：令和2年5月21日付国水第13号下水道事業課長通知「下水道の施設浸水対策の推進について」  
※2 事務連絡①：令和2年7月16日付事務連絡「下水道の施設浸水対策の推進について」の運用について  
※3 事務連絡②：令和2年6月22日付事務連絡「下水道施設の「耐水化計画」の策定について(協力依頼)」

## 3. 選定について

応募いただいた内容につきまして、当方で審査の上選定させていただきます。

## 4. 提出期限

令和 5 年 3 月 15 日（水）17 時

## 5. 提出先及び問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課 事業マネジメント推進室  
阿部（abe-s85aa@mlit.go.jp）、工内（kunouchi-y2n4@mlit.go.jp）  
TEL：03-5253-8430（直通）FAX：03-5253-1597

## 6. 添付資料

別紙 1：下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集について

別紙 2：「下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けたモデル地域の募集」  
調査票

以上

## 下水道事業における広域化・共同化の着実な実施に向けた モデル地域の募集について

### 1 概要

国土交通省が発注する令和 5 年度検討業務において、モデル地域に係る自治体の職員の方々と共に、広域化・共同化計画に位置付けたメニューの着実な実施に向けた検討支援、または計画に位置付けていないメニューの案件形成を行うとともに、課題抽出と解決方策・事業スキームの検討を行うことで、先進的な広域化・共同化の検討を支援する。本検討の成果物として、モデル地域に係る自治体の検討に必要な資料を作成する。

※本検討に係る地方公共団体の費用負担はありませんが、必要な資料の提供をお願いします。また、検討の成果については差し支えない範囲で国土交通省の公表資料に掲載させていただきます。

### 2 対象団体及び件数及び広域化・共同化メニュー例

モデル地域に選定を希望する団体の中から 3 件程度選定。検討する主な広域化・共同化メニューは以下のとおり。水道事業等他事業との連携も可とする。なお、検討する広域化・共同化メニューは、下水道事業が核となった複数市町村による広域化・共同化に限る。

- ① 汚水処理施設統廃合
- ② 汚泥処理の共同化
- ③ 維持管理業務の共同化
- ④ 公民連携の推進
- ⑤ DX の推進
- ⑥ 事業統合（一部事務組合、広域連合等）

























